

平成20年第3回定例会（10月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録（第6号）

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第3回定例会（10月）

平成20年第3回広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録目次

第1日（10月22日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会・開議宣告(午後1時25分)	2
会議録署名者の指名	2
広域連合長の議会招集あいさつ	3
日程第1 議席の指定について	3
諸般の報告	3
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議案第20号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	4
日程第4 議案第21号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	5
副広域連合長の紹介及び挨拶	5
日程第5 議案第22号 平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	6
日程第6 議案第23号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	20
日程第7 議案第24号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	21
日程第8 議案第25号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	22
日程第9 会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について	23
休憩(午後2時50分)	24
再開(午後2時55分)	24
日程第10 一般質問(4番中森議員)	24
(14番八谷議員)	30
議了宣告	32
広域連合長の閉会あいさつ	32
閉会宣告(午後3時30分)	33
会議録署名	34

平成 20 年第 3 回定例会

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第 6 号

平成 20 年 10 月 22 日（水曜日）国保会館 6 階会議室 I

出席議員

- | | | |
|------|----|-----|
| 1 番 | 土井 | 哲男 |
| 2 番 | 橋本 | 昭彦 |
| 3 番 | 安達 | 千代美 |
| 4 番 | 中森 | 辰一 |
| 6 番 | 山本 | 良二 |
| 7 番 | 天内 | 茂樹 |
| 10 番 | 蔵本 | 久 |
| 11 番 | 浜本 | 洋児 |
| 12 番 | 末宗 | 龍司 |
| 14 番 | 八谷 | 文策 |
| 15 番 | 細川 | 雅子 |
| 16 番 | 杉井 | 弘文 |
| 17 番 | 有田 | 一彦 |
| 18 番 | 松浦 | 利貞 |
| 19 番 | 田中 | 達美 |
| 20 番 | 中村 | 勤 |
| 21 番 | 原田 | 幸治 |
| 22 番 | 馬上 | 勝登 |
| 23 番 | 幸野 | 輝彦 |
| 28 番 | 片山 | 元八郎 |

欠席議員

- | | | |
|------|-----|-----|
| 5 番 | 小泉 | 曙臣 |
| 8 番 | 守岡 | 辰巳 |
| 9 番 | 井上 | 文伸 |
| 13 番 | 木村 | 春雄 |
| 24 番 | 長尾 | 勝美 |
| 25 番 | 久茂谷 | 美保之 |
| 26 番 | 西田 | 巧 |
| 27 番 | 小川 | 信晃 |

説明員

- | | | |
|----------|-----|-----|
| 広域連合長 | 伊藤 | 吉和 |
| 副広域連合長 | 佐々木 | 清蔵 |
| 副広域連合長 | 入山 | 欣郎 |
| 代表監査委員 | 高見 | 貞四郎 |
| 広域連合事務局長 | 奥 | 和彦 |
| 総務課長 | 田中 | 祥孝 |

業務課長 榎谷 博孝
会計管理者兼会計課長 北林 光昭
総務課企画財政係長 森坂 純也
議事補助員
議会事務局長 藤永 隆司
議会事務局次長 下土井 雅巳
書記 辻 輝明
書記 飛松 勝彦

議事日程（第1号）

（平成20年10月22日 午後1時25分開議）

- 日程第1 議席の指定について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第20号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
日程第4 議案第21号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第5 議案第22号 平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定
日程第6 議案第23号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第24号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第25号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第9 会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について
日程第10 一般質問
-

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時25分 開 会

○議長（土井哲男） ただいまから開会いたします。ただいまの出席議員20名です。

地方自治法第113条により定足数に達しておりますので、平成20年第3回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、11番浜本議員、25番馬上議員をご指名いたします。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）広域連合議会定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多用のところご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本年4月の本制度の施行時には、周知不足などもあり、混乱もございましたが、その後においても、追加の制度改正などにより引き続き様々な業務が生じているところでございますが、各構成市町をはじめ、関係機関の皆様方、また本日お集まりの議員の皆様方のご協力によりまして、制度への理解も徐々に進みつつあり運営のほうも安定してきているという状況でございます。

しかしながら、国政においては、この後期高齢者医療制度の見直しが話題とされ、また制度のあり方を争点の一つとする総選挙もあるような情勢でございまして本制度の行方については、なかなか予断を許さないといった状況であると認識いたしております。

そのような状況の中で、広域連合といたしましては、これらに対して出来ることがあるわけではございませんで、今は制度の着実な運営に努めていくしかない、このように認識いたしております。

本日提出しております議案に関しましては、監査委員、副広域連合長の選任、補正予算案等重要案件でございます。

これらの案件につきましては、後程ご説明申し上げますが、何とぞ慎重にご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土井哲男） 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりでございます。

△日程第1「議席の指定について」

○議長（土井哲男） 日程第1「議席の指定について」を議題とします。議席はただいまご着席の議席とします。

この際、ご報告いたします。一身上の都合により、呉市の芝博議員から平成20年9月3日付けで辞職願が提出されており、閉会中につき、9月5日付けで許可しておりますことをご報告いたします。

また本定例会の理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、佐々木副広域連合長、高見代表監査委員、奥広域連合事務局長、田中総務課長、榎谷業務課長、北林会計管理者、総務課企画財政係森坂係長を呼んでおりますことをご報告申し上げます。

次に、本日議場配布いたしました「例月出納検査の結果報告について」のとおり、平成19年12月分から平成20年7月分までの例月出納検査が実施され、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私のほうからご報告申し上げ

げます。

△日程第2 「会期の決定について」

○議長（土井哲男） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、よって会期を本日1日間と決定いたします。

△日程第3 「議案第20号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（土井哲男） 次に、日程第3「議案第20号広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山本良二議員の退席を求めます。

（山本議員退席）

本件の説明を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第20号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」でございます。

本案は、芝博氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在、空席となっております議員選出の監査委員の選任について、ご同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、山本良二氏は、知識経験ともに豊かな方で広域連合監査委員として適任と存じます。何卒ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土井議長） 本件は事後の議事手続きを省略して直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

本件を採決いたします。

本件を同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。
退席中の山本良二議員の入場を許可いたします。
(山本良二議員入場)

△日程第4 「議案第21号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（土井哲男） 次に日程第4 議案第21号「広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。本件の説明を求めます。
広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。「議案第21号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

本案は、児玉副広域連合長の任期満了に伴いまして、空席となっております副広域連合長の選任についてご同意をお願いするものでございます。

議案書の履歴書にございますように、入山欣郎氏は現在、大竹市長としてご活躍中であり、経歴、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。何卒、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） 本件は、事後の議事手続きを省略して直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。
本件を採決いたします。
本件を同意することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本件は同意されました。
ただ今、選任されました入山副広域連合長のご紹介をいたします。
(入山副広域連合長入室)

それでは、入山副広域連合長より選任に際して一言挨拶をお願いいたします。

◎副広域連合長（入山欣郎） ただいま、副広域連合長の選任にご同意を賜りました大竹市長の入山欣郎でございます。

広島県広域連合の副広域連合長という大役を担うことになり、その職責の重さを感じているところでございます。

今後とも制度が円滑に遂行できますよう微力ではございますが、誠心誠意努めてまいりたいと存じます。

どうぞご支援，ご鞭撻を賜りますようによろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが，ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

△日程第5 「議案第22号 平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（土井哲男） 次に日程第5 「議案第22号 平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についてを議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただ今上程されました議案につきまして，ご説明申し上げます。

「議案第22号 平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についてでございます。

私が「決算書」と「主要な施策の成果説明書」を説明いたしまして，「一般会計歳入歳出決算事項別明細書」は，若干細かい点もございますので，総務課長から説明させていただきます。

それではまず「議案書」の2ページ3ページを見開きになっておりますのでご覧下さい。

一番下の歳入合計欄をご覧いただきたいと思います。左から予算現額は，13億9,233万3千円，調定額・収入済額とも，13億9,251万5,584円となっております。

続きまして，次の見開きの3，4ページをお開きいただきます。同じく一番下の歳出合計欄をご覧いただきたいと思います。左から予算現額は13億9,233万3千円，支出済額は，12億2,098万5,874円，不用額は1億7,134万7,126円となっております。先ほどの収入の収入済額から，支出済額を差し引いたものが，表の一番下に記載しております歳入歳出差し引き残額の1億7,152万9,710円となり，平成20年度に繰越，原則といたしまして，財政調整基金に積み立てることにしております。

次に総務課長から附属資料の説明をさせていただきます。

◎総務課長（田中祥孝） それでは「一般会計歳入歳出決算事項別明細書」についてご説明を申し上げます。

お手元の資料のうち，1，2ページをご覧下さい。

まず歳入でございますが，「款1 分担金及び負担金」，「項1 負担金」，「目1 市町分賦金」は，県内23市町からの事務費分賦金で，所要額全体を均等割10%，後期高齢者人口割50%，人口割40%で按分した金額を23市町でご負担いただいたものを記入しております。

収入済額は6億273万3千円でございます。

次に「款2 国庫支出金」,「項1 国庫補助金」,「目1 老人医療費適正化推進費補助金」でございますが、これは電算処理システム構築事業に係る国庫補助金でございます。

年度当初、当該事業に係る補助概要が明確でなかったことから、補正予算といたしまして、1,776万円を追加計上させていただいたもので、収入済額は、1,862万4千円となっております。

同じく「目2 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」ですが、後期高齢者医療制度臨時特例基金造成事業として、当該基金への積み込み財源としての国からの交付金でございます。

新たに保険料負担が生じる被用者保険の被扶養者の平成20年度軽減措置の財源に充てられたものでございます。

この国庫補助金につきましても、事業の円滑な推進を図るため、国によりまして、年度中途での事業化が決定されたことによりまして、補正予算として計上させていただいたもので、収入済額は、7億6,665万7円となっております。

同じく1,2ページ下段にあります「款4 繰入金」,「項1 基金繰入金」,「目2 後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」は、先ほど説明させていただきましたように、被用者保険の被扶養者にかかる保険料の減免、軽減措置にかかる財源を、交付金で基金造成いたしました。その一部について、制度周知のための広報費用分を基金から繰り入れたものでございます。

基金造成と同じように、補正予算として計上させていただき、収入済額は、221万5,500円となっております。

それでは、3,4ページをご覧ください。「款5 繰越金」,「項1 繰越金」,「目1 繰越金」については、平成18年度一般会計から、210万4,737円を繰り越したものでございます。

次に「款6 諸収入」,「項2 雑入」,「目1 雑入」については、損害賠償金6万3千円を計上いたしておりますが、これは電算処理システム構築事業委託に係るデータベース作成中に、誤って委託業者が、元データを消去したことによる損害賠償金でございます。

本件につきましては、業者に対し厳重な注意を行い、適正な事務の遂行に努めております。

以上の結果、収入済額の合計は、13億9,251万5,584円となっております。

次に歳出の説明に入らせていただきます。5,6ページをご覧ください。

「款1, 項1, 目1, 議会費」でございますが、後期高齢者医療広域連合議会に要した経費であり、平成19年度におきましては、定例、臨時会あわせて3回議会が開催され、広域連合発足に係る重要な条例、予算等ご議決いただきました。

主な支出科目としましては、広域連合議員にかかる報酬、旅費、通信運搬費、会場借上料等で、当初予算288万6千円に対しまして、支出済額は、190万5,292円となっております。

次に「款2, 項1, 目1, 一般管理費」でございますが、まず正副広域連合長、運

営審議会委員等特別職， 24人の各市町等から派遣されました一般職， 臨時的任用職員の人件費を計上いたしております。

また， 後期高齢者医療制度が始まる平成20年4月に向けて事務所の確保， システムの整備， 事業内容の広報， 被保険者証の送付といった一連の事業にかかる経費について計上させていただきました。

当初予算は， 5億9,475万1千円で， 7億8,873万1千円を補正しておりますが， これは主に臨時特例交付金に伴う後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金でございまして， 支出済額は当初， 補正をあわせまして12億1,865万9,175円となっております。事業内容を詳細に説明させていただくため， 節の内容について， 一部触れさせていただきます。

「節1 報酬」の中において， 運営審議会委員にかかる報酬がありますが， 運営審議会を3回開催し， 保険料率の設定等， 重要事項の諮問に対し， 調査， 審議をいただいたものでございます。

引き続きまして， 7， 8ページをご覧ください。

「節11 需用費」につきましては， 当初新制度開始に向けて， 各種申請書等書式の印刷を計画しておりましたところ， 後期高齢者医療制度標準システムの中で， 打ち出し可能となったことから， 8,473万4千円余の不用額を計上いたしております。

「節12 役務費」につきましては， 新制度発足にあわせて， 3月中旬以降に配達記録郵便で発送した被保険者証約32万通の送付費用， 制度周知のためにおこなった新聞への広告， 地元民放でスポット放送を50回行ったテレビ広報費等でございます。当初予算9,240万1千円に対し， 支出済額は， 8,524万4,939円となっております。

次の「節13 委託料」につきましては， 後期高齢者医療制度準備業務の中心に位置づけできるもので， 主には厚生労働省から示される標準システムを基にし， 各広域連合において， 地域の実情に応じてカスタマイズ業務を委託したものです。

その他備考欄にありますように， 財務システムとあわせまして， 広域連合の機関システムの構築や被保険者証印刷， 封入， 新聞テレビ広告作成委託など， 制度開始に向けての準備業務を委託しており， 当初予算1億4,549万円に対しまして， 支出済額は， 1億254万480円となっております。なお， 不用額の主なものにつきましては， 後ほど一括してご説明させていただきます。

「節14 使用料及び賃借料」につきましては， 電算処理システム構築事業に係るシステム機器リース料， 広域連合事務所使用料， 及びネットワーク回線使用料が主な内容でございます。当初予算5,059万6千円に対しまして支出済額は， 4,330万7,136円となっております。

次に9， 10ページをご覧ください。

「節19 負担金補助及び交付金」については， 広域連合へ派遣されている職員の派遣元への事務費相当分の支出で， 当初予算1億7,509万6千円に対し， 支出済額は， 1億6,572万2,367円となっております。

次に「款2， 項1， 目2 選挙費」でございますが， 内容としては， 選挙管理委員会開催にかかる経費でございます。

平成19年度におきましては、1回選挙管理委員会を開催いたしております。

同じく「目3 監査委員費」でございますが、内容としましては、定期監査等開催の経費でございます。

次の11, 12ページをご覧ください。

「款3 公債費」, 「款4 予備費」につきましては、予算の策定段階では科目を設けさせていただきましたが、ともに執行の必要がございませんでした。

以上、平成19年度の支出済額の合計は、12億2,098万5,874円となりました。

それでは、これより不用額につきましてご説明させていただきます。

不用額につきましては、歳入歳出決算事項別明細書の節におきまして、100万円を超えるものにつきまして、説明をさせていただきます。

事項別明細書の5, 6ページをご覧ください。

「款2 総務費」, 「項1 総務管理費」, 「目1 一般管理費」, 「節3 職員手当等」につきましては、予算現額2,187万2千円、支出済額984万1,069円、不用額が1,203万931円となっております。

これは、職員の時間外勤務手当に係るもので、年度前期におきまして執行が見込みを大きく下回りましたが、制度施行準備につきまして、後期に業務が増大することが想定されたため、予算減額を行わなかったものでございます。

次に7, 8ページをご覧ください。

同目の「節11 需用費」につきましては、予算現額8,988万8千円、支出済額515万3,456円、不用額が8,473万4,544円となっております。

これは第1に広報経費につきまして、執行残額を制度施行に向けての緊急を要する広報が生じた場合を見込みまして、補正減額を行わなかったものが、104万9千円あまり。

第2に制度施行に係る各種申請書等について、当初印刷製本を予定しておりましたが、広域連合システムから出力が可能となったため、印刷製本の必要がなくなったため、不用となったものが8,349万4千円となっております。

この印刷製本につきましては、広域連合システムの最終的仕様が20年3月に国から示されたため、予算の減額ができなかったものでございます。

次に同目の「節12 役務費」につきましては、予算現額9,240万1千円、支出済額8,524万4,939円、不用額が715万6,061円となっております。

これは第1に、平成20年2月に執行いたしました事務所移転に係る入札の残額が、102万4千円。

第2に、3月末に被保険者に交付いたしました被保険者証等の交付に係る郵送料について、交付見込件数よりも実績数が少なかったことと、複数の書類を同封することによりまして、経費の節減を図ったことによるものが、612万1千円となっております。

被保険者証等の交付につきましては、追加交付や再交付等、円滑な制度施行のため予算の減額を行わなかったものでございます。

次に、同目の「節13 委託料」につきましては、予算現額1億4,549万円、支出済額1億254万480円、不用額が4,294万9,520円となっております。

これは、広域連合システムの構築に係る委託料の執行残額が主なものでございますが、先程も申し上げましたように、国からの最終的なシステムの仕様が示されたのが平成20年3月であったため、不測のシステム開発や修正に対応するため、予算の減額を行わなかったものでございます。

次に、同目の「節14 使用料及び賃借料」につきましては、予算現額5,059万6千円、支出済額4,330万7,136円、不用額が728万8,864円となっております。

これは、広域連合システムに係る機器等のリース料等の執行残額ですが、前節の委託料と同様に、国のシステム仕様の提示が遅れたため、年度末まで業務の執行体制が確定できなかったため、不測の機器調達等に備えまして、予算の減額を行わなかったものでございます。

次に9、10ページをご覧ください。

同目の「節19 負担金補助及び交付金」につきましては、予算現額1億7,509万6千円、支出済額1億6,572万2,367円、不用額が937万3,633円となっております。

これは、派遣職員給料等負担金に係るものです。

内容といたしましては、派遣職員の給料等に係る負担金を、四半期ごとに市町の支給実績に基づき交付することとしているものですが、市町における職員の昇給時期を1月としている市町が多く、負担金の増額が見込まれたため、予算の減額を行わなかったものでございます。

以上で不用額の説明を終わらせていただきます。

それでは、13ページをご覧ください。

平成19年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。

「1 歳入総額」が13億9,251万5千円、「2 歳出総額」が12億2,098万5千円、「3 歳入歳出差引額」が1億7,152万9千円となっております。

平成19年度においては、翌年度に繰越すべき財源はございませんでしたので、「5 実質収支額」も1億7,152万9千円となっております。

なお、金額につきましては、千円単位で調製することとなっておりますので、計数が整合しておりません。ご了承下さい。

続きまして、14ページをご覧ください。

こちらは財産に関する調書となっております。広域連合の財産につきまして、公有財産、物品、債権及び基金に分類しております。

「1 公有財産」及び「3 債権」につきましては、該当がございません。

「2 物品」につきましては、取得価格が100万円以上の物品につきまして掲載しておりますが、平成19年度中は増減がございません。

「4 基金」につきましては、平成19年度末の段階で、財政調整基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金を設置し、管理を行っております。

財政調整基金につきまして、債権の前年度末現在高が188万9千円となっております。これは、平成18年度中に基金の調定を行っていたものを出納整理期間中に積み立てを行ったため、債権として計上していたものでございます。

また、平成18年度の決算剰余金、国庫補助金の交付決定に伴い不用となりました一般財源、及び平成19年度中に発生いたしました基金運用益、これは利息でござい

ますけれども、合計 2,208 万 247 円の積立を行っております。

これによりまして、平成 19 年度末の財政調整基金の残高は、2,396 万 9 千円となっております。

次の後期高齢者医療制度臨時特例基金につきましては、政府・与党の決定による被用者保険の被扶養者にかかる保険料徴収の一部凍結に充てるため国から交付されました高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を積立てたものでございます。

国から交付されました額は、7 億 6,665 万 7 円でございますが、平成 19 年度中に実施いたしました広報に係る経費といたしまして 221 万 5,500 円を処分し、一般会計に繰り入れておりますので、平成 19 年度末の残高は 7 億 6,443 万 5 千円となっております。

以上で平成 19 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書の説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）続きまして、主要な施策の成果につきまして、平成 19 年度主要な施策の成果説明書により説明をさせていただきます。

まず 1 ページをお開きください。

総括とありますが、平成 19 年度の事業及び執行状況の概要を記載しております。

平成 19 年度におきましては、制度施行に向けて、システム整備や被保険者証の交付等の準備事業を実施しております。

中段部分につきましては、先ほど決算書で説明いたしました内容と重複いたしますので省略をさせていただきます。

後段にありますように、平成 19 年度の広域連合の財源構成につきましては、被用者保険の被扶養者の保険料徴収の一部凍結に係る高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金等の国庫補助金が 56.4%，次いで構成市町からの事務費に係る負担金が 43.3%となっております。

次に歳出を目的別に見ますと、総務費が 99.8%を占め、次いで議会費が 0.2%となっております。

性質別では、後期高齢者医療制度臨時特例基金等の積立金が 64.6%，次いで物件費が 20.9%，補助費等が 13.6%，人件費が 0.9%となっております。

続いて 2 ページをご覧ください。

こちらには、歳出の予算別執行内容の主なものを記載しております。

「款 1 議会費」につきましては、広域連合議会を 3 回開催し、後期高齢者医療に関する条例の制定や、平成 20 年度予算等 18 件の議決をいただいております。

「款 2 総務費」につきましては、事務局体制の整備を図るため、事務所の移転等を行いました。詳細につきましては次の「主要な施策の成果説明書」によりご説明いたします。

3 ページをご覧ください。こちらは、総務一般事務事業、事務局体制の整備について記載しております。

広域連合におきましては、制度の施行に向け、広島県自治会館から現在の国保会館に事務所の移転を行っております。

事業の内容といたしましては、事務所内の備品等の移設にかかる経費が、43万8,900円、移転及び新年度の事務局体制への準備として備品購入等が1,353万6,536円、移転後の事務所借上料が133万9,538円となっており、事業費総額は1,531万4,974円となっております。

続いて4ページをご覧ください。

こちらは、運営審議会事業について記載をしております。

広域連合の運営に関する重要事項を調査・審議するため運営審議会を設置し、制度の根幹をなす保険料率等につきまして3回にわたりご審議をいただいております。

事業費といたしましては、委員報酬や会場使用料等50万4,885円となっております。

続きまして5ページをご覧ください。

こちらは電算処理システム構築事業について記載しております。

平成20年4月1日の制度施行に向け、制度運営の基幹となる後期高齢者医療電算処理システムの構築、機器等の調達それから広域連合と県内の全市町を接続するネットワークを構築しております。

主な経費といたしましては、システム構築委託料が、7,368万3,435円、システム機器リース料が2,496万2,082円となっており、事業費総額は1億1,473万2,560円となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

こちらは、被保険者証交付事業について記載をいたしております。

制度施行にあたり一斉交付分32万3,129件、随時交付分1,220件、計32万4,349人の被保険者に対し、被保険者証の交付を行っております。

交付に当たりましては、正確かつ適切な交付を行うため、配達記録郵便により行っております。

交付しました証につきましては、文字の大きさや扱いやすさ等を考慮し、証サイズといたしております。

事業費といたしましては、被保険者証等の印刷作成及び封入封緘業務委託料が1,249万5千円、一斉交付分の郵送料が、7,787万4,089円、総額9,077万2,419円となっております。

続いて7ページをお開きください。

こちらは、広報事業について記載いたしております。

制度の円滑な導入を図るため、制度周知等に係る各種広報を実施いたしました。

また、広島県や県内全市町と連携を行い、「県民だより」や「各市町の広報誌」を活用した広報も実施しております。

広報の種類といたしましては、制度周知リーフレットの作成・配布、医療機関等へのポスターの配布、制度周知に係る小冊子を被保険者証の交付の際に同封するなど、各種媒体を利用いたしました広報を実施いたしております。

総事業費は、1,178万6,039円となっており、この財源の一部は、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金を充当いたしております。

次に8ページをご覧ください。

こちらは、後期高齢者医療制度臨時特例基金造成事業についてでございます。

後期高齢者医療制度の円滑な導入を図るため、被用者保険の被扶養者であった被保険者の平成20年度分保険料の減免と軽減を行うことを目的として国から交付されました高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積立てたものでございます。

基金の内訳としましては、保険料徴収激変緩和措置補填分として7億6,150万2,448円、当該措置に係る広報・周知経費分といたしまして514万7,559円となっております。総額は7億6,665万7円となっております。

なお積立てました基金のうち、221万5,500円につきましては、当該措置に係る広報経費に充てるため、一般会計に繰入を行っておりますので、平成19年度末の基金残高は7億6,443万4,507円となっております。

以上で主要な施策の成果についての説明を終わります。

また、決算認定にあたり、監査委員による決算審査を受けました結果につきましては、平成19年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出予算決算審査意見書を添付いたしております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げました。ご審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。

4番中森議員、15番細川議員より発言の通告がありますので、発言を許可します。

なお、申し合わせにより議席番号順にお願いします。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員）今説明いただきました平成19年度歳入歳出決算認定について、若干質疑をさせていただきます。

まず、決算資料の中で、今説明いただきましたけれども、主要な施策の成果説明書というのがございますが、この中で今後の課題等として、今後の被保険者証の交付方法や形態等について、経済性や利便性等考慮し、決定する必要があると述べてあります。

7月の臨時会での議論で、保険証の用紙がこれまでの他の保険証のような厚みのあるカード紙でなくて薄いものであったという事から、保険証と思わず捨ててしまった事例が多く見られたことを指摘いたしまして、今後保険証を作成する際にはこの点はよく考慮するようにという事を求めました。

これに対して、扱いやすいものとなるよう工夫をしていきたいという答弁がありました。今回、決算の報告で、形態等について考慮が必要であるとしております。

来年度に更新する保険証について、私が指摘し要望した点も考慮されるという事がどうかお答えいただきたいと思っております。また、保険証の交付方法も経済性や利便性が考慮の対象だと思うわけですが、交付方法について問題点の指摘等があったのかどうか。あったのであれば、どういう指摘があったのかその点もお答え下さい。

次に同じく主要な施策の説明書の中で、制度の周知のための広報について、制度内容が複雑であるため、高齢者の方に分かりやすくかつ、効率的効果的な広報の実施を

検討することが必要であるということが述べてあります。

制度の周知という点では極めて不十分であったという事は、私が所属いたします広島市でも、かつてない規模で抗議や問い合わせが役所の窓口集中したということでも明らかだと思えます。

この制度の周知の責任は、ひとえに政府と広域連合にあったと思えますけれども、まず広域連合として、こうした事態を招いたという責任という事も含めてどのように総括しておられるのか伺っておきます。

各地域の説明会が行われましたが、その説明会について広域連合は、その状況を逐一把握しておられたのかどうか。また広島市では8つの区のそれぞれで説明会が行われましたけれども、参加者から出された質問に、市から派遣された職員が十分答えることができなかつたということを知っておられるのかどうか。その挙句に、後のほうになった説明会にやっと広域連合の職員が説明会に出席をされましたけれども、それで参加した市民が納得したとお考えなのかどうか。以上あわせてお答え下さい。

私は文書の配布とか、ホームページへの掲載、テレビ新聞の広告、これは必要なことだと思えますけれども、これで済まそうとしたこと、つまり広域連合が直接地域に出向いて行って、地域住民に最大限の説明をしようとする努力を怠ったということは、新しい制度をはじめようとする組織としては、きわめて官僚的ではなかつたかと感じておりますけれども、これを今後の教訓として生かすことが必要であると思えます。あれほどに、抗議の声があがった制度です。一般質問でも後で言いますけれども、未だ県民が納得していないこういう状況があるからこそ、廃止せよという声の大きいと思っておりますが、制度を運営する広域連合として、制度が始まる前から手直しをしたことも含めて改めて、県民に制度を説明するとともに、この制度に対する意見を聞く機会を持つべきではないかという事も考えておりますが、この点についてのお考えも伺っておきます。以上です。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 質問にお答えいたします。

被保険者証の紙質についてのご質問でございますけれども、7月の臨時議会で答弁いたしましたとおり、この紙質については一部ご意見も寄せられておまして、被保険者証の形式に関しましては、被保険者の皆様にとって取り扱い易いものとなるよう工夫をしてみたいと考えております。他の広域連合や市町の例も現在研究をしているところでございます。

交付方法につきましては、今年度は制度発足時でもありまして、配達記録郵便で送付いたしました。市町より郵送費についての意見が寄せられておまして、これにつきましても、市町と検討をしたいと考えております。

次に制度周知についてのご質問でございますが、長寿医療制度の周知に係る広報等につきましては、平成19年度ではリーフレットの配布、被保険者証の交付に併せた制度周知用小冊子の配布、市町広報誌及び県民だよりへの関連記事掲載、ホームページへの記事掲載及び新聞やテレビによる広告を行って参りました。

また国においても、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌を使った政府広報により制度周知

を図られております。

制度の内容につきましては、リーフレット等に詳細を記載しておりますが、その内容が複雑であるため、より分かりやすく表現する等の工夫が必要であったと考えております。

限られた期間、予算、人員の中で制度周知を図って参りましたが、これで十分であったとは考えておりません。県民の皆様からいただきました貴重なご意見を真摯に受け止め、今後の広報に活かしていかなければならないと考えております。

次に、市町が開催された説明会についてのご質問でございますが、市町が開催された説明会につきましては、事前に本広域連合に情報提供をいただいております。これに対する資料提供を行う等の連携をして参りました。

開催に当たっては、制度施行準備業務が多忙なこともあり、原則各市町において行って参りましたが、各市町においては時間的にも制約があるなか、最大限の努力をいただいたものと考えております。

今後の制度説明に関しましては、先程もご説明申し上げましたとおり県民の皆様からいただきましたご意見を踏まえ、市町をはじめ関係機関と連携を密にいたしまして実施してまいり所存でございます。

また、制度に対する意見を聞く機会につきましては、運営審議会や老人クラブ連合会等各種団体等との意見交換、市町や広域連合に直接いただいたご意見を集約するなどにより対応して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土井哲男）中森議員。

◆4番（中森辰一議員）今説明をいただきましたけれども、十分であったとは考えておられないというお答えでありました。市町には、最大限努力してもらったというようなお答えでもありました。この周知の問題は、新しい制度をはじめの今までの制度とはまったく違うやり方をするわけですし、色んな、保険証の形式も含めて、それから保険料の集め方も含めて変わってくるという事がありました。

そういう制度上の問題もありますし、制度そのものに対する色んな疑義もあったと。こういう中でやはり、これをいかにきちんと事前に説明をしていくかということが非常に重要であったと思うのですけれども、これが十分であったとは考えておられないということではありますが、各地で説明会が行われた。これに、なぜ最初から保険者である広域連合が出向こうということではなかったのかどうか、これが非常に疑問です。この点についてどういうお考えであったのか。体制の問題はあるかとは思いますが、姿勢の問題として伺っておきたい。

○議長（土井哲男）広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）広域連合といたしましては、原則としまして、県域で構成する団体とか、専門団体それから機関等を対象に説明会を行ってきたところでございます。

市町との役割分担という考え方もございまして、その当時、制度の変更があったり、制度の準備事務等もたくさんございましたので、できるだけ身近な市町において制度に対する説明を行っていただきたいと考えていたところでございます。

○議長（土井哲男）中森議員。

◆4番（中森辰一議員）説明会の場所ではですね、市の、広島市の場合ですけれども、市の職員が十分質問に答え切れない、こういう中で不満も高まりまして、どうして広域連合から誰も来ていないのか。厳しい声がたびたびあがっていたわけです。そういう事があなた方に伝わって、最後、終わりごろには、出席もされたようだけれども、やはり広域連合が、今後のこともありますからあえて聞くのですけれども、広域連合の説明責任、保険者、運営者としての説明責任が非常に問われていたというふうに思います。この点について、もう一度お答えいただいで終わります。

○議長（土井哲男）広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） この制度に対するご理解をいただくためには、先ほどご指摘のように住民の皆さんに対する広報等のきめ細やかな対応が必要であると考えております。

国におきましては、改めまして国、都道府県、広域連合、市町村の役割と責任分担を明確にするとともに国、都道府県、広域連合、市区町村を通じて、一層の広報活動を行うとともに、特に保険料に対する相談対応について、市区町村の役割を明確にするとされたところでございます。

これを受けまして住民の皆さんにとって、最も身近な存在である市町の担当事務として、広報と制度に対する相談に応じる事務が、政令上明文化され、これまで以上に積極的かつ丁寧な広報、相談活動が求められることとなっております。

広域連合といたしましては、これまで原則県域で構成する団体、専門団体、機関等を対象に説明会等を行ってきたところでございます。また市町が行う説明会や個々の被保険者に配布する広報誌、広報資料の作成配布、例えば新聞折込など県内全域を対象とした広報を行ってまいりました。

さらに市町に対しましては、たとえば地域での出前講座の開催や広報、窓口での決め細やかな相談対応等をお願いしてきたところでございます。広域連合といたしましては、今後とも市町が行う説明会や、広報等の側面支援など市町との役割分担や連携を行い、この制度をご理解いただくための広報に努めて参りたいと考えております。

○議長（土井哲男）次に15番細川議員の発言を許します。15番細川議員。

◆15番（細川雅子議員）15番細川でございます。よろしくお願ひいたします。

前に質問された中森議員さんと同じような視点での質問になってしまいまして、通告に基づいてしようかなと思っていたのですけれども、かなりだぶった部分がございますので、少し組み替えていきたい、前半部分は先ほどのご答弁を受け継いでという事になると思いますが、よろしくお願ひいたします。

2点ほど質問させていただきませんが、1点は被保険者証の交付事業について、2点目はやはり、広報事業についてということで通告させていただきました。

1点目に関しましては、多少視点が違いますので、準備どおり質問させていただき

ます。

まず先ほどの説明の中にありましたように約32万人の方に配達記録郵便で被保険者証を交付したという事でありまして、配達記録郵便というのは記録を郵便の引き受け者と配達者の両方に記録しておくもので、留守中に郵便受けに入れて済まずという事がないので、確実に被保険者証が本人に渡り易いというように聞いております。

私の町ではおよそ4,000人あまりの被保険者がおりますが、32通ほど市役所のほうにご本人がお留守で返送されてきたと聞いております。現在では返送された被保険者証は、全てご本人に交付されたと聞いて、私の町では一安心しておりますが、しかしわずかなこの32通を本人の手元に届けるのについては、ご本人が入院されているとか、子供さん達の居住地に長期に滞在していらっしゃるだとか、長い間家を留守にしておられるケースもあって、結構苦戦したと聞いております。

それぞれの市町では被保険者証を確実に本人に届けるためにどのような対応をされたのか、連合で把握しておられたら教えてください。また、何らかの理由で届けることができなかった被保険者証があるかどうか。無ければ良いのですが、あるのでしたら何通程度が宙に浮いてしまったのか、その後の取扱いは現在どのようなになっているのか教えてください。

また今後の交付の方法についてですが、先ほど郵便料金について色々と市町のほうから意見もあるというようにご答弁をしておりました。どのような視点で考えておられるのかご答弁をお願いします。

2点目ですが、私の準備してきたことと同じような内容でのご質問が先にありましたので、1点だけお尋ねいたします。

私どもの町でも同様に制度開始されてから、多くの方から分かりにくいという問い合わせの電話があったという事で、丁寧な周知をするために各地域で、小さい町ではありますが、25回ほどの説明会を開いております。

担当の方、色々と変わる制度の中で、大変苦労して市民の方に説明をしたと認識しておりますが、先ほど市町との役割分担を今後明確化していきたいと、説明は十分だとは考えていないとおっしゃったなかで、今後は役割分担を明確にしながらより良い説明、分かりやすい説明をしていきたいとおっしゃっておりましたが、どのように役割分担をしていかれるのか、もう少し丁寧に説明をしていただければありがたいと思いますので、以上についてお願いいたします。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 被保険者証の未着につきましては、制度発足時でございます。被保険者証を確実にお届けするという趣旨から配達記録郵便で324,349人の方に送付をいたしました。4月9日時点で不在のため各市町の窓口へ返却されましたのは、1,563件ありました。

市町の対応状況でございますけれども、がんばっていただきまして担当職員の方が電話やあるいは訪問による所在確認を行ったり、再度郵送をするなどの対応をとっていただきました。

その結果、10月1日時点では114件まで減少をしております。この114件のうち、98件は住民登録はございますものの、居住実態が確認できず交付困難なものとなっております。

また未着分の被保険者証につきましては、各市町の窓口でお預かりをしており、随時間い合わせ等がございましたら交付するなどの対応をいたしております。

今後の交付方法についてでございますけれども、配達記録郵便での送付という事になりますと、金額的な問題が実はございます。またこの配達記録郵便サービスについては、制度を存続させるのかどうかという事で日本郵便株式会社のほうで色々議論がされているという事を聞いております。これがどのようになってくるか、費用対効果もございますので、これくらいの経費をかけてこれくらいの効果があるというのを、見極める必要があるかと思っております。今年度の検証を基にしまして、改めて市町とも検討をしたいと考えております。

それから次のご質問でございますけれども、広報につきましては先ほど申し上げましたようにこの制度の広報周知につきましては十分であったとは考えておりません。限られた時間人員予算の中で、できることをひとつひとつ着実にやってきたと考えています。

各種広報に際しまして、その時期や内容等について、県民の皆さんから非常に多くの問い合わせやご意見をいただいております。

その内容の主なものといたしましては、制度内容が複雑で理解できない。保険料はいくらになるのか。なぜ、長寿医療制度が創設されたのか。どうして保険料を年金から天引きするのか。診療報酬体系特に、かかりつけ医制度とはどのようなものか等でございます。

制度の内容につきましてはリーフレット等に詳細を記載しておりますが、その内容が複雑であるため高齢者の方に分かりやすく表現する等の工夫が必要であったと考えております。また保険料の額につきましては、個々の所得状況等により異なるため、広報では一般的な例をお示しし、広域連合、それから各市町におかれましては個別に対応していただくという対応をとってまいりました。

今後の市町との役割分担ということでご質問でありますけれども、基本的には広域連合といたしましては、県域を構成する団体、それから専門家で構成される団体、それから機関等を対象に説明会等を行ってまいりたいと考えております。

市町が行います個々の説明会等につきましては、私どものほうの人員等も限られておりますし、ご承知のように制度改正等が行われており、それぞれの対応等もございますので、なかなか市町まで出向きまして対応していくというのは難しいかなと考えております。

どのように役割分担をしていくかというのは、市町とはまた話しをしていこうとは思っておりますけれども、基本的には市町の側面的支援を重要視してまいりたいと考えております。

○議長（土井哲男） 細川議員。

◆15番（細川雅子議員） 被保険者証の交付事業のことですが、98件が居住の確認ができない状態で、宙に浮いているという事なのかなと思いますが、引き続き各市町で預かって、お渡しできるように努力をお願いするという事ですので、引き続きお願いしたいと思いますが、あと今後の交付の方法についてでございますが、よく国民健康保険証などを普通郵便で送られている市町も多いと思うのですけれども、受け取る側のご年齢とか状況とかを考えますと、全ての方が75歳以上のご高齢の方でいらっしゃるって、中には一人住まいの方もかなりいらっしゃるという事も考えますと、普通郵便で郵便受けに入れておくよりも、より丁寧にご本人に渡してそれがまた、ご本人の安否確認につながっていくという側面もあると思いますので、対象者が75歳以上のご高齢の方であるという事をしっかりと配慮した配布方法というのを、ぜひご検討いただきたいなと、これは要望になるかと思いますが、そこら辺の配慮をさせていただきたいと思います。

2点目の広報事業についてでございますが、今後は側面的な支援という形で市町との役割分担とおっしゃっておられました。市町は市町でやはり日々の業務に追われておられて、複雑な制度変更等になりますと、なかなか理解をするのが難しかったりして、自分の町で説明しようと思うと、そのためにずいぶんこちらの連合のほうにも問い合わせをしたりとかというので、お手間をかけているのではないかと思います。そこら辺を丁寧に対応していらっしゃるって聞いておりますが、複雑な場合には、やはり連合から直接に来ていただくとか、そういう方法も考えていただきたいなと思うのと、もう一つは原則やはり、居住地に近い市町がしっかりと丁寧に説明をするのが一番かとは思いますが、説明のときに大変なのは説明用のアイテムがなかなか作るのが大変だというように聞いております。

パンフレット等はいただきますが、やはり20人とか50人とかを対象に説明しようと思うと、パソコン等を使って説明したりとかする時に、全てが市町の職員がいちから作るようであると、なかなか大変な作業になってまいります。

そのあたりの職務的な支援というのも考えていただきたいと思っておりますが、この点どのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（土井哲男） 広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 少し言葉が足りませんでしたけれども、決して側面に回ってしまうというのではございませんで、ご指摘のように例えば必要な資料等がございましたら私どものほうで資料を、統一的な説明資料を作るとか、あるいは住民等からご質問が多い事項については、例えばQ&A等を作成するとか、あるいは各被保険者に被保険者証を送付するときに、ご覧いただくパンフレット等を私どものほうで統一的に作成する等の支援を通じて市町の応援をしていきたい、あるいはお力になりたいと考えております。

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。4番中森議員より討論の通告がありますので、討論を許します。4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員）それでは討論を行います。一応決算に同意はいたしますけれども、準備の段階で大きな問題があったと思いますので、指摘をさせていただきます。

この制度が始める前から、厳しい批判の声が上がっておりまして、同時に不安の声もたくさん上がっておりました。この制度を直接運営する広域連合として、文書の配布やホームページ掲載といった一方通行の説明だけでよいとするべきではなかったというように思っております。

厳しい体制という事も言われましたけれども、やはり別に体制をとって説明に尽くすべきではなかったかというふうに思っております。行政が新しい事業を行う時に、とりわけ従前の制度が大きく変わる時に、負担のあり方が変わるということもありましたから、あまりに対象者に十分説明を行い疑問に答えていくという取り組みを最大限行っていくというのは当然のことだと思います。

私はこの制度は廃止すべきだという立場ではありますけれども、国が作った法律に基づいて、いわば、被保険者全員の命とくらしという行政の基本問題に関わるそういった事業になっております。

私もそういう立場で、これに関わっておりますけれども、そういう自覚と責任を持ってこの事業を実施していくという姿勢が必要であろうと思っております。今後もこの制度が続くものとしてではありますけれども、今後制度のあり方に関わることも含めまして、制度の状況を説明し、幅広く当事者関係者から、意見を聞いていくというそういう場もぜひ設置していただきたい、このことを求めまして意見を付して認定に賛成という討論をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（土井哲男）ほかにありませんか。

ないものと認め、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

起立総員。よって本件は認定されました。

△日程第6「議案第23号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」

○議長（土井哲男）次に日程第6「議案第23号広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第23号 広島県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」でございます。

議案資料の1ページをご覧ください。このたびこの議案を提出いたしました理由は、地方自治法が改正され、議員報酬が他の特別職へ支給する報酬とは別に規定されたことに伴いまして、必要な改正を行うためでございます。

そのため、現在規定されている報酬の支給について、議員報酬と議員以外の特別職に支給する報酬に分離し定める内容となっております。

以上、上程されました議案につきましてご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより、質疑に入ります。質疑ある方は、挙手をし議席番号を教えてください。

ご質疑お願いします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないものと認め、質疑を終結いたします。

ご討論願います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないものと認め、討論終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

起立総員。よって本件は可決されました。

△日程第7 「議案第24号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

○議長（土井哲男） 次に日程第7 「議案第24号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただ今上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

「議案第24号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてでございます。

議案書の7ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入といたしまして先ほどご説明申し上げました、平成19年度歳入歳出決算を受けまして、その決算剰余金1億6,978万7千円を、平成20年度予算に編入するものでございます。

なお、決算剰余金につきましては、7月の予算の補正の際にその一部を編入しております。

続いて歳出でございますが、議会費には、本年7月の広域連合議会臨時会に伴います議員報酬及び費用弁償といたしまして33万9千円、総務費には、平成19年度決算剰余金の財政調製基金への積立金といたしまして1億6,683万8千円、及び臨時に開催いたしました広域連合選挙管理委員会に伴います委員報酬等といたしまして3万5千円、民生費には後ほど説明いたします特別会計の予算の補正に伴います特別会計事務費繰出金といたしまして257万5千円を、それぞれ計上しております。

以上のとおり、歳入歳出にそれぞれ1億6,978万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ11億5,424万円となっております。

以上で「平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明いたしました。

ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし議席番号を告げてください。ご質疑お願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないものと認め、質疑を終結いたします。

ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないものと認め、討論終結といたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△日程第8 「議案第25号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」

○議長（土井哲男） 次に、日程第8 議案第25号「平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただいま、上程されました議案について、ご説明申し上げます。「議案第25号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」についてでございます。議案書10ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、歳入といたしましては、先ほどの議案第24号、一般会計補正予算のほうでご説明いたしましたように一般会計からの繰入金といたしまして257万5千円を計上しております。

続いて歳出でございますが、総務費に特別対策等に係る広報経費といたしまして、257万5千円を計上しております。

以上のとおり、歳入歳出にそれぞれ257万5千円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ2,824億2,698万3千円となっております。

以上で「平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたしました。

ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。

ご質疑をお願いします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないものと認め、質疑を終結いたします。

討論をお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないものと認め、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△日程第9 「会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」

○議長（土井哲男） 次に、日程第9 会議案第1号「広島県後期高齢者医療広域連

合議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

2番橋本議員。

◆2番（橋本昭彦議員）「会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」説明させていただきます。

会議案第1号をご覧ください。この度、地方自治法の一部改正されたことに伴いまして、必要な規則の改正を行うものでございます。

改正内容は地方自治法第100条に第12項が追加され、同条第13項から第18項までがそれぞれ1項ずつ繰り下げられたことにより、本規則の議員派遣の条文中の引用規定を1項繰り下げるものでございます。

以上議員各位のご賛同を求めます。

○議長（土井哲男）お諮りいたします。

本件は、事後の議事手続きを省略して、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

起立総員。よって、本件は可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。会議の再開は2時55分でございます。

午後2時50分 休 憩

午後2時55分 再 開

△日程第10「一般質問」

○議長（土井哲男）会議を再開いたします。

日程第10「一般質問」について議題とします。

4番中森議員、14番八谷議員より発言の通告がございました。

なお、申し合わせにより、議席番号順に質問をお願いします。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 広島市の中森でございます。一般質問を行います。再質問も含めまして発言時間が10分と限られていますので多少早口となりますのでよろしくをお願いします。

この制度をめぐっては国政の場で大きな変化が起きております。政府は国民的な批判を受けて保険料について暫定的な手直しをしておりますがあくまでも制度の骨

格は間違っていないとしておりました。ところが高まるばかりの批判の声に舛添厚生労働大臣が9月19日新たな制度を作ると述べました。つまりこの制度を廃止するというを言明いたしました。21日には麻生首相も抜本的に見直す必要があると同調いたしました。その後トーンダウンしましたけどもこの事を広域連合としてはどのように受け止めたのかまず伺っておきます。

以下今後制度がどうなるか分かりませんが、広域連合の場ですからこれまで通り継続されるものとして質問いたします。

まず、広島県広域連合に加入する高齢者の生活の実態についての理事者のご認識はどうかを伺っておきます。広島市が国保加入者であった75歳以上の全世帯を調べたところ、暫定措置で一時的には保険料負担が減った方が多いが3分の1は増えたとしております。世帯構成によっては2倍以上になったところもあるのではないかと思います。その実態について広域連合のご認識を伺います。

政府は国民の批判を受けて暫定的な保険料軽減措置をとっておりますが、制度の骨格は間違っていないとしてあくまでも一時的な措置としております。年金生活者の収入は年々目減りはしていても増える可能性は今のところありません。こうした人々に平成12年以来の介護保険の負担に加えて、全部ではなくても保険料負担が増える仕組みが出来たのは、年金生活者の生活を省みないものだと言わなくてはなりません。こうした事に対して応分の負担だということが通用しなくなったからこそ政府・与党も暫定措置とはいえ手直しをせざるを得なくなりました。広域連合は住民の生活と健康に責任を持っている市町で構成されているものであります。そういう立場から、厳しい年金生活をしている県民の生活を守るために、単なる激変緩和措置ということではなく、恒常的な制度として高齢者の所得と生活の実態に沿った、更に制度以前に加入していた保険の保険料より大幅に保険料が増えるところを改善をする独自の保険料軽減制度つくるべきだと考えます。その財源は、市町と相談すると共に、県にも、たとえば2分の1の負担を求めるなどするべきです。県には、県民の命と健康について責任を果たしてもらうために県税を納めているのですから広域連合として県に要請するのは当然だと考えます。以上についてどうされるか答弁をお願いします。

次に、高齢者医療確保法第54条第4号は保険料を滞納している場合も特別な事情がある場合は資格証明書の対象外とするよう規定しております。また納付期限から一年間滞納していることをもって機械的に資格証明書を交付するものではないと2007年10月24日の衆議院厚生労働委員会の審議で当時の水田保険局長が答弁しております。本広域連合議会でも画一的な対応とならないよう十分注意し、各市町と連携を図りながら対応していきたいことを言っておられます。所得が低くて生活が厳しければ、差しあたって日々の生活を優先せざるを得ないのは当然です。

そうした事情に関わらずとりわけ医療の必要性が高い75歳以上の人たちから保険証を取り上げてしまう事があれば、まさに生きることを否定するに等しいことではないかと思います。この点のご認識を伺います。

また年金天引きではない普通徴収のうち、夫婦世帯でほぼ生活保護基準である年収200万円以下の世帯の人がどれだけおられるか。また、年金額が年間18万円以下の方、この保険料と介護保険料を合わせて年金額の2分の1以上になる方がど

れだけおられるか、以上の点も合わせて伺います。

広島市では、資格証明書の大量交付によって、手遅れで死亡した事例が明らかになり、対応を大きく転換して面談等の方法で当人の状況を調査して、悪質的であることが明らかになった場合のみ、資格証明書を出すことにしました。これは県内全体でそうしてほしいと思いますけれども、これが75歳になったら1年以上滞納で事情もつかめないうちに資格証明書となりますと、75歳以上の保険が最も必要な方たちであるだけに、悲惨な事例を生む可能性が高まります。

広島市では広域連合当局がこれまで答弁したのと同じ事を言いながら窓口に来てもらう為に必要だと言って資格証明書を出し続けた結果、死亡者を出すという事態を招いてしまいました。

自治体が実際の窓口になっておりますけれども最も医療が必要な人たちを加入者としている制度であります。滞納者への対応は、当人の生活の事情を把握することを優先し、それが出来ないうちは資格証明書を出さない事とするべきだと考えます。どのようにされるか真摯の答弁を求めます。

次に75歳以上の方の健康診査について、広域連合としてはやっても良いという判断をして、経費の3分の1を広域連合が負担する事になっております。

実施するかどうかは市町の判断になっております。積極的に推進するという状況では必ずしもないと思っております。まだまだ元気な高齢者も多いことを考えますと、さらに広域連合としては元気な高齢者ができるだけ病気にならずに過ごすことを奨励する立場であり、それが制度の財政運営に貢献することを考えますと、むしろ積極的に健診を推進するべきではないかと考えます。

何よりも75歳になったら健診を受けられなくなるということは、高齢者に長生きする必要はないと言っているのに等しいと受け取られても仕方がないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。広域連合として実施し、市町に委託する形にするべきではないか。また実施しない市町があるのか、それはどこかも併せて伺います。

財源について、県は負担しなくてもいい事になっておりますが、老人保健法のとときは、政令市を除いて県が3分の1を負担しておりました。このことを考えますと県にも財政負担を要請し、市町と負担を分担してもらい、財政力の弱い市町でも積極的に健診を実施できるようにするべきではないかと考えますがお答え下さい。

最後に広域連合の一般会計の財源に県支出金がありません。すなわち広域連合の運営に県は補助金を出しておりません。しかし今回の制度発足で多くの県民が負担増に怒りの声をあげております。県民の命と健康に対する責任は市や町だけにあるのではありません。県は県民の命と健康、さらに生活にこそ心を配り必要な補助金の支出を行うべきだと考えます。広域連合当局は県に応分の、相当額の補助金の支出を要求すべきであり各市町の当局も本音は県も出すべきだとお考えではないかと思っておりますけれども、何ら要求しないのでしょうか。以上明確な答弁をお願いします。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和） ご質問の冒頭にございました制度の今後についてという

ことで私のほうから答弁をさせていただきます。

ご指摘のようにこの制度をめぐっては、私案を含めまして内閣総理大臣や厚生労働大臣の発言というところが相次いでいるようでございますが、その多くは内容を全て承知しているわけではございませんけれども、政局がらみ又は、かなり感覚的なものも含まれているように思います。

これを広域連合としてどのように受け止めるかという事でございますけれども、広域連合は、法律に基づき、制度に基づいてそれを執行するいわばプレイヤーでございまして、いいプレイをすることが使命でございまして、この制度そのものを、ルールそのものを変えるとか廃止するとかそういう議論に対してどのようにも申し上げにくいと感じております。

要するに他に変わるものがない現行制度でございまして、我々広域連合としてはこの制度の安定的かつ円滑な運営を追求して県民の皆様にご理解いただくことに努めていきたいと考えております。

今後の高齢化の進展により、ますます医療費の増加が見込まれる中で、国民皆保険制度を堅持して将来にわたり安定的で持続可能なものにすると、こういった主旨で長い検討期間、準備期間を経て執行されている制度でございましてこの制度の骨格は維持しながら必要な改善策が講じられるべきものであらうと考えております。以上でございます。

◎広域連合事務局長（奥和彦）つづきまして以下のご質問にお答えをさせていただきます。

まず高齢者の生活実態についてのご質問でございますが、広域連合で把握しておりますデータによりますと、10月16日現在で国が定めた基準における保険料均等割軽減対象者は、7割軽減対象者が11万3,677人で被保険者数の34.5%、5割軽減対象者は8,245人で全体の2.5%、2割軽減対象者は2万3,207人で全体の7.0%でございます。また被扶養者軽減対象者は3万7,181人で全体の11.3%で被保険者の55.3%が均等割の軽減対象者となっております。経済情勢が非常に不透明な中で不安を抱えながら生活をされている方々が、いらっしゃると認識をしております。

次に保険料が増えた被保険者の実体についての認識についてでございますが、後期高齢者医療の被保険者は従前は県内23市町の国民健康保険以外に社会保険・共済保険等々の多種多様な保険に加入されていたことから、それぞれの制度による保険料の算定方法が異なっておりまして、後期高齢者医療制度加入前の被保険者の個々の保険料額を把握することは困難でございます。

後期高齢者医療制度の保険料との比較はできませんが、参考といたしまして国が推計した県内の国民健康保険との比較では、保険料が増えた世帯は、全体の26%となっております。

広島市の国民健康保険料につきましては、所得割の算定方式が、旧ただし書き方式ではなく市民税方式のため、市民税の控除が多い方は保険料の負担増につながったと認識をしております。

次に独自の保険料軽減措置の創設についてでございますが、後期高齢者医療制度では、医療給付の約1割部分を保険料として高齢者自らの負担能力に応じて負担をお願いする仕組みになっておりますが、広島県におきましては、保険料の設定に当たっては可能な限り高齢者の負担が大きくなるよう保険料率の設定に努めてまいりました。

また高齢者の医療の確保に関する法律におきましては、所得の低い方や健康保険等の被扶養者の方の保険料の軽減措置が図られており、さらに特別対策といたしまして所得の低い方への保険料軽減措置が講じられたところでございます。

この他に制度自体に災害により著しい損害を受け著しく収入が減少したと認められる場合には、保険料の減免、徴収猶予ができる規定を設けていることから、新たな軽減制度の創設は現在のところ必要ないものと考えております。

現在、保険料や制度のあり方をめぐりましては、国をはじめ各方面で様々な議論や検討が行われているところでございまして、軽減制度が恒久的なものとなるのかどうかその方向は不明でございます。広域連合といたしましては、国の動向を慎重に見守っていく必要があると考えております。

続いて滞納しておられる被保険者に対して、資格証明書を発行することについての認識の質問でございますが、資格証明書の交付は、法で定められており被保険者間の負担の公平を図ることからも必要と考えております。しかしながら、それぞれの事情を考慮し、資格証明書の発行に際しては、市町と連携を密にして慎重かつ適切に対応する事とし、画一的に発行する事のないようにしたいと考えております。

次に普通徴収の方のうち、夫婦世帯で年収200万円以下の世帯、また年金収入が18万円未満の人数、この保険料と介護保険料合わせて年金額の2分の1を超える方の方の人数のご質問でございますけれども、10月16日時点の普通徴収の方は、6万9,841人となっております。

後期高齢者医療制度では、個人賦課方式であることから世帯数の算定を致しておりませんが、ちなみに、特別徴収対象者を含む年金収入が200万円以下の被保険者数は、24万7,258人となっております。

また年金額が年18万円未満の方の人数については、社会保険庁からのデータの提供がなく、さらに保険料と介護保険料をあわせて年金額の2分の1を超える方の数につきましては、国の標準システムが実数を算定する仕組みとなっていないため、おたずねの普通徴収対象者の内訳については、お示しすることができません。

広島市が、資格証明書の発行についての対応を変えたように、当人の生活事情の把握を優先し、それまで資格証明書の交付を行わないようにすべきとお尋ねでございますが、保険料を滞納している状況にある方につきましては、徴収猶予や減免制度を設けておりますので、それぞれの事情によって慎重に対応をして参りたいと考えております。

それから75歳以上の健診について積極的に推進すべきではないかとのご質問でございますが、75歳以上の方の健康診査につきましては、疾病の予防とQOLの確保を図るため重要であるという認識から、県内全ての市町で実施しているところでございます。委託方式とするべきでないかとのお尋ねでございますが、市町で

健診の実施方法等の事情が異なっており、補助方式で市町で実施する方が効率的で適切であると考えております。

次に、県にも財政負担を要請し積極的に健診をできるようにするべきではないかとのご質問ですが、財源につきましては、広域連合と市町が3分の1ずつを負担し実施する補助方式で実施する予定としております。現在のところ県費補助を求める予定はございません。

次に運営経費への県費負担についてのご質問でございますが、広域連合の運営に係る共通経費につきましては、各市町の議会の議決を受け、定めました広域連合規約第17条により県内23市町が負担することになっております。

広域連合の運営につきましては、県に対し補助を求める事は考えておりませんが、引き続き、経費の節減を図り、適正な予算の執行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土井哲男）中森議員。

◆4番（中森辰一議員）資格証明書の問題ですけれども、これは高齢者の方の命が係っている問題だと申し上げたと思っております。慎重にとおっしゃいましたし、画一的に発行する事はないようにしたいとおっしゃいましたが、そういう点では広域連合として原則出さないという事をはっきり言明していただきたいわけですね。

広島市では人口が多いということも思いますけれども、機械的には出さないという事を言いながら、実態は悪質と分かっているなくても資格証明書を出してました。だから悪質でない方も資格証明書が出ていた。こういうような事情もあって死亡者を出すという事になったわけです。

私は広島市と同じ轍を踏んではならないという事を申し上げているつもりです。この点でもう一度資格証明書に関しては、やはり各市町と連携をする必要があると思えますけれども、原則出さない、悪質な人には出す、というふうな形ではっきりと分けをすべきではないかと思えます。

県の負担ですけれども、全国では八つの都府県が出していると思えます。どこかは今確認できませんけれども、基本的に例がないわけではないのです。

県として法律に位置付けられていないからということで、この新しい制度に高齢者も市町も負担をしているわけですから、知らん顔して良いということもないと思えます。

特に健診について、やはり県が負担する事によって市町がやり易くなるというふうに思います。どこも自治体の財政は厳しいわけですから、そういう中でこれをやっているわけです。今まで通りやってきている人には当然市町の負担が増えると思えます。

そういう点では、県の負担を考えていくことが必要なことではないかと思えます。

それから、健診については今後どのようにやられていくか、従前の老人保健法の時と比べて、75歳以上の方の健診がどのような状況になっているのか、ぜひ、実態をおっかけて調べていただきたいと思います。この点もお願いします。

○議長（土井哲男）広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 資格証明書の件で原則出さないということにしたらいかがかという事でございますが、資格証明書につきましては、資格証明書を発行する理由、主たる目的といたしますのは、保険料を最終的に納めていただくということが、そのためのご協力をお願いするというのがベースであろうかと考えております。

被保険者には当然のことながら色々な事情がございますから私どもといたしましては、できるだけ被保険者と接触をし、その実情も考慮しながら適切な運用をするということになろうかと思っております。こういった点にこの制度の基本があるのではないかと考えています。市町との連携につきましては、ケースバイケースによって連携を図っていかざるをえないと考えております。

県の負担でございますけれども保険料のあり方、それから負担を巡りましては、ご承知のように現在、国をはじめ各方面でさまざまな議論や検討が行われているところでございます。

広域連合としましては、こうした国の動向とか議論の方向又は今後の医療費の動向等を慎重に見守っていく必要があると考えております。

現在も保険料につきましては、全国水準から見ても第17位というレベルでございます。個人レベルにしますと従前の保険料との増減はあるかとは思いますが、現在の保険料は適切な水準と考えておまして、現時点では県あるいは市町に財政支援をする状況にはないと考えております。

健康診査につきましても、同様に考えておまして今後、今年度からこの健康診査の事業が始まったわけですが、健康診査、保健事業の動向につきましても、今後実態を把握していきたいと考えております。

○議長（土井哲男）中森議員。あと1分です。

◆4番（中森辰一議員） 最初に広域連合長がおっしゃいました、いいプレイをしたということでもございましたけれども、やはり多くの方が厳しい生活状況におかれていると思います。その点では高齢者の健康と生活の実態に即した良いプレイをしていただきたいということを願っております。

今日申し上げた点についても、これからも議論していただきたいと思っておりますけれども、是非その点を踏まえて何よりも高齢者の生活、健康の実態に即した、この点は非常に重要ですのでよく考えていただきたいとお願いしておきます。終わります。

○議長（土井哲男）次の一般質問に移ります。

14番、八谷議員。

◆14番（八谷文策議員） 14番八谷でございます。政府において制度の見直し論が次々に出されているということは、先程広域連合長のご挨拶の中、また4番議員の

質問の中で出ましたので、制度の見直しという事については、省かしていただきますが、私はこの制度を守っていかなければいけないという気持ちの中から質問させていただきます。

これは色々な言葉の端々でいろいろな欠点がございます。さらに運用をしていく中で色々欠点が出てきて見直していかなければならないという事がございますが、私たち国民皆保険を守るため、さらには現在働いて納税している若者達を守るためには、どうしても費用負担の点で利用者負担をしていただきたいという論点から、このような制度が出来たと私は認識しております。

その中で連合長にお尋ねいたしますけれども、これをプレイヤーに徹することなくやはり本制度を使っていく中で気付いた事を言えるシステムをつくっていかなければ本来の意味で、広域連合という意味が達成できない。

私たちは砂上の楼閣で議論しているような気がして、忸怩たるものがあります。

どうぞ、その点を連合長としてプレイヤーでない一つの実際に使っていく人間として物申す機関を作るべきだという気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（土井哲男）当局の答弁を求めます。広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）ご質問の主旨は、充分私も理解できるところでございます。

新しい制度でございますので、今までと様変わりを色々な面で致すわけでございまして、そういったことに対する一義的な拒否反応といったものは、どんなものでもあるわけでございまして、この制度については、色々なあまりに多い批判と申しますか、先程申し上げましたように多分に政局がらみ、又は感覚的なものの中にはございますけれども、それにしても大変多くの批判が寄せられているわけで、しかしながらこの執行を請け負っている広域連合としてはさまざまな批判はあれど、またルールに改善しなければいけないところがあるけれど、まずはこの制度を必要とする人たちがいるわけございますのでこれを十全に機能させる、これをまずやらなければいけないことであると認識しております。

しかしながら、プレイヤーでこの制度をなくすという話は及ばないにしてもルールの詳細等について、いつまでも疑義を持ちながらプレイを続けるということも不自然ですので、我々の立場で改善を要望していかなければいけない、また、遠慮なく発言していく事に今後はなっていくと、まだまだそういう状況にはなっていないのですけれども、その事については我々だけでなく地方六団体も含めて制度の改善要望といったものを、より良い制度を作るためにやっていくことであろうと考えております。

そういった動きと団体等と我々も連携し県などと意見交換しながら、より良い制度となるための発言と要望、こういったものをこれからしなければいけないと考えております。

しかしながら繰り返しになりますが、国民皆保険制度を堅持して将来的にこの医療を守ると、このためには、やはり他に変わるものがない制度でございますので、廃止するとか現実性があると思えない議論については、私はあまり与することが出来ません。その点では議員と意見を一にするのかと思っております。

○議長（土井哲男）八谷議員。

◆14番（八谷文策議員） ご説明いただきましたとおりでございますけども、どうぞ私たち議員の立場でもがんばってまいりますけども、これがより良く集約されながら進んでいくということを目指していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上で終わらせていただきます

○議長（土井哲男） それでは、一般質問を終わります。

以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

それではここで、任期満了に伴い、明日10月23日付で退任されます佐々木副広域連合長の挨拶があります。

◎副広域連合長（佐々木清蔵） ただいまご紹介を頂きましたように、明日、10月23日をもちまして町長の任期を満了することになりました。それに伴いまして、副広域連合長としての職も退任することとなりました。大変お世話になりました。ありがとうございました。

平成19年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会におきまして、副広域連合長選任に対して同意を頂いてから本日に至るまで、皆様のご協力によりまして、副広域連合長としての役目を全うさせていただくことができました。

誠にありがとうございました。

今後とも、皆様の更なるご活躍を祈念を申し上げましてお礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（土井哲男） 閉会に当たり広域連合長のあいさつがあります。

◎広域連合長（伊藤吉和） 閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議の上、すべて原案どおりご可決を賜りました。厚くお礼申し上げたいと思います。

引き続き、円滑な制度運営に向けて、市町と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

皆様の格別なるご支援、ご協力を、お願いを致したいと思います。

そして、ただいまご挨拶頂きました佐々木町長さんには、本制度の準備段階から、大変献身的にご参画をいただきました。今日まで、ご苦勞をいただきました。改めて、私からもお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

皆様の格別なる、今後ともこの制度に対するご支援ご協力を改めてお願いをいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土井哲男） ありがとうございました。

これをもちまして、平成20年第3回広島後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉
会いたします。

午後3時30分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 土井 哲男

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 浜本 洋児

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 馬上 勝登